

16 許可手数料と許可期間

広告物の新規許可又は更新許可を受けるに当たっては、許可手数料を納付しなければならない。手数料は、申請時に交付する納入通知書により、指定期限までに金融機関で納めるものとする。取扱金融機関は、岡山市内に店舗を有する銀行、信託銀行、金庫、農業協同組合等の本支店である。

手数料及び許可期間一覧表

種 別	単 位	金 額	許 可 期 間	
はり紙又ははり札等	100枚までごとに	400円	1月(但し、政治活動に係るものは3ヶ月)以内	
立 看 板	1個につき	400円	1月以内	
アドバルーン	1個につき	1,350円	1月以内	
ア ー チ	1基につき	2,700円	3年以内(※1)	
懸 垂 幕	1個につき	700円	1月以内	
横 断 幕	1個につき	700円	2週間以内	
その他の 広告物 広告板、 広告塔	表 示 面 積		3年以内(※1)	
	1㎡未満	1基につき	400円	
	1㎡以上 3㎡未満	1基につき	800円	
	3㎡以上 5㎡未満	1基につき	1,150円	
	5㎡以上 8㎡未満	1基につき	1,450円	
	8㎡以上 10㎡未満	1基につき	1,750円	
	10㎡以上	1基につき	1,750円+10㎡を 超える1㎡ごと 100円(1㎡未満の 端数切り上げ)	
広告旗	広告板と同じ	1個につき	広告板と同じ	1月以内

※ 政治資金規正法第6条の届出を経た政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、手数料不要。

※1 新規許可(既設利用)又は更新許可において有資格者点検を実施していない場合の許可期間は1年以内。